

要請後の対応	通常営業時間 / 形態		
	夜間営業 / 酒類もしくはカラオケ提供あり	夜間営業 / 酒もカラオケも提供なし	日中営業 / 酒類もしくはカラオケ提供あり
休業	不要	不要	普段、酒類又はカラオケを 提供していたことが分かる資料 [例：メニュー表、売上傳票]
時短営業	酒類やカラオケの提供を 停止したことが分かる資料 [例：提供を停止した旨の貼り紙]	原則不要 (※)	協力金の対象外

※原則不要ですが、普段、酒類やカラオケの提供をしているように思われる店舗（例：店舗名が居酒屋〇〇）の場合は、
普段、酒類やカラオケの提供をしていないことが分かる資料[例：ソフトドリンクだけのメニュー表]の提出を追加で求めることがあります。